

神奈川県営水道事業における施設整備及び 水道料金のあり方について（答申素案）

I 施設整備のあり方

県営水道の施設は、県内人口が大幅に増加した時期（1970～1990年頃）に大量に整備されており、これらの水道施設が順次更新時期を迎える。

また、今後30年以内に約70%の確率で発生が指摘されている都心南部直下地震等の大規模地震の発生リスクのほか、台風や局地的な豪雨等の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、水道施設の耐震化、浸水対策、停電対策等を着実に講じることに加え、要求水準の高まる水質管理にも適切に対応していかなければならない。

さらに、水需要が1990年代のピーク以降減少の一途を辿り、今後の人口減少の進展に伴い更なる減少が見込まれることを踏まえ、需要に応じた施設規模に最適化していくことが求められる。

こうした県営水道を取り巻く環境を踏まえ、将来にわたり生活に必要な水を安定的に供給し続けるという水道事業者の最大の使命を果たしていくことを目的に、長期的な視点に立って施設整備のあり方について検討を行った。

II 施設整備の方向性と目指す姿

県営水道を取り巻く環境を基に、施設整備で実現する未来の水道を議論し、施設整備の方向性と目指す姿を整理した。

この方向性と目指す姿の実現に向けた取組について、県営水道が今後策定する長期的な構想及び事業計画において、水道使用者にわかりやすく示していくことが適当である。

安全で良質な水道	<ul style="list-style-type: none">・安全で良質な水道が、どこでも常に供給されていること・気候変動等による水質変化に対して、的確な対応が実施できていること
将来にわたり適切に管理された水道	<ul style="list-style-type: none">・水需要に合わせて施設規模が適正化され、効率的に利用されていること・施設が適切に維持管理され、計画的に更新されていること・多様な関係者との連携により、県営水道が単独で実施するよりも効果的な施設整備が行われていること
災害・事故にも強い水道	<ul style="list-style-type: none">・ストレスを感じることがなく生活が送れるよう、安定給水が継続されていること・大規模地震発生時においても、基幹施設の被害を最小限に抑える対策がなされていること・激甚化する様々な災害・事故に対し、被災した場合にも迅速に対応できる対策がなされていること
環境にやさしい水道	<ul style="list-style-type: none">・持続可能な社会の実現に向けて、環境に配慮された施設が構築されていること

2 戦略的な管路整備

(1) 管路整備の方向性

県営水道では、水道管路の老朽化対策、耐震化等の取組として、年間の管路更新率を1%に高めることを目標に施設整備を進めているが、単に更新した管路延長だけに着目するのではなく、今後は、災害発生時における、被害の抑制や早期復旧などの効果に着目した戦略的な管路整備を実施することが望ましい。

(2) 30年後の効果

災害時における効果という観点から、管路更新の優先度を見極め、漏水事故時の影響が広範囲に及ぶ基幹管路、避難所や病院などの重要施設への供給管路、復旧困難箇所を先行的に更新した場合、30年後には、基幹管路の耐震適合率が100%、残存老朽管延長がゼロとなる見通しが確認できた。

上記の確認結果を踏まえ、戦略的な管路整備の効果について、現状のペースで更新した場合と比較すると、震度7クラスの大規模地震が発生した際の被害想定では、復旧日数が12日間短縮され、18日間での復旧が可能となることが見込まれる。

3 施設整備の水準

(1) 長期的な水準

県営水道が今後実施すべき施設整備に必要な事業費の水準について、アセットマネジメント¹の手法に基づき、今後100年間の更新費用を算出した結果、これまでの投資よりも拡大した規模となる年平均305億円が必要な水準であることを確認した。

(2) 次期経営計画期間の施設整備の水準

次期経営計画期間である、2024(令和6)年度からの5か年では、特別高圧受電設備などの大規模施設の更新時期が到来することや、「寒川第2浄水場」の廃止に向けた施設整備費が集中するため、長期的な施設整備の水準である305億円を上回ることが見込まれるが、ダウンサイジングによる将来的なコスト削減の効果を示した上で、先行投資として施設整備を進めることが適当である。

(3) 増大する事業量・事業費への対応

増大する事業量に対応していくためには、県営水道の執行体制や、工事等を請け負う民間事業者側の体制を強化していくことが必要であり、県営水道が計画する施設整備の水準を長期的かつ具体的に示すことが民間事業者における体制づくりにとって大きな意味があることから、積極的に施設整備の水準を公開していくことが望ましい。

また、増大する事業費については、施設の長寿命化やダウンサイジングにより削減を進めることに加え、新技術の活用による業務の一層の効率化や、国庫補助金等の公的資金の積極的な活用な

¹ 中長期の更新需要の見通しを試算した上で、人口減少を踏まえたダウンサイジングや長寿命化等により、トータルコストの縮減や平準化を図り、効率的かつ計画的な更新投資を進めるための取組み

ど、水道使用者の負担をできる限り抑えるためにも、施設整備の財源確保に向けた不断の経営努力が求められる。

II 水道料金のあり方

水道事業運営の財政基盤である、水道料金収入は減少傾向で推移しており、今後も人口減少社会の進展により、さらなる減少が見込まれている。

県営水道が将来にわたり安定的に事業運営を継続し、安心安全な水道を未来に残すために、将来の財政収支見通しを踏まえ、経営の安定化や負担の公平性に加え、生活用水への配慮という観点から、県営水道にふさわしい水道料金のあり方について検討を行った。

I 水道料金の体系

(1) 用途別の料金体系から口径別の料金体系への転換

現在の用途別料金体系は、「家事用」と「業務用」といったそれぞれの用途における負担能力の違いに着目した体系で、高度経済成長期に形作られたものであるが、近年では、産業構造や使用状況等の変化により、「業務用」が「家事用」を補う料金収入の構造が崩れつつあるため、これからの時代は水道使用者の受益の度合いに応じた体系とすることが望ましい。

水道は「水道管の口径²」により一度に受水可能な量が変わり、その量に比例して周辺の水道施設の整備や維持管理のコストは大きくなることから、「水道管の口径」によって一度に受水可能な量をサービス量（受益）とする、口径別料金体系へ転換することが適当である。

(2) 逓増制の見直し

水道使用量が多いほど従量料金単価を高額とする逓増制は、水需要の増大期においては水道の多量使用を抑制するという意義があったが、既に水需要を満たす水源が確保された現在においては意義が薄れつつある。

水需要が減少する局面では、逓増度が高い料金体系は、水需要の減少以上に料金収入が減少してしまう特徴をもっていることから見直すことが適当と考える。

ただし、逓増制の見直しは、多量使用者の負担が減る一方で、生活用水などの少量使用者への負担増につながることから、制度自体は当面維持しつつ、逓増度³を緩和していくことが望ましい。

(3) 基本水量の設定

現在の基本水量は用途に関わらず一律（月 8 m³）として設定しているが、口径別料金体系への転換にあたっては、水道管の口径に見合う使用水量をもとに基本水量を設定す

² 各使用者の料金設定等に用いる「水道管の口径」は「水道メーターの口径」とみなす

³ 使用水量 1 m³あたりの最低単価に対する最高単価の倍率をいう

ることが望ましい。

なお、基本水量の設定にあたっては、客観的な基準である、水道メーターの規格上の最小流量(定格最小流量⁴)をベースに設定することとし、生活用水の利用者が中心となる小口径の基本水量については、見直しによる料金の影響に配慮した設定とすることが望ましい。

(4) 基本料金収入の割合

2 水道料金の水準

(1) 次期経営計画期間における財政収支見通し

(2) 水道料金の改定率

※赤字部分は本日の議論を踏まえて記載します

3 改定時期と水道料金表

(1) 水道料金の改定時期

(2) 水道料金表

4 その他料金体系と併せて検討すべき課題

(1) 口径別料金体系の例外(公衆浴場料金)

公衆浴場は、物価統制令⁵により入浴料金の統制がされていることや、公衆衛生の観点からも、これまで同様に低廉な料金とする配慮を継続することが望ましい。

(2) 水道利用加入金制度

水道の新旧利用者の負担の公平性を図るため、水源開発や拡張事業に要した費用の一部を、新たに水道を引き込む際に負担いただく制度であり、水源開発等の終了により、制度の意義が導入当初より薄れつつあるものの、水源開発に係る企業債の償還が2037(令和19)年度まで続く状況にあることなどから、現時点で直ちに制度を廃止することは難しいと考える。

また、水道利用加入金は収入の大きな柱であり、廃止した場合の減収が水道料金の設定に大きく影響することから、段階的な見直しも選択肢の一つとして、制度のあり方を検討することが望ましい。

⁴ 水道メーターが法律に規定される検査の許容値の範囲内で作動することが要求される最小の流量

⁵ 国民生活の安定のために、戦後の急激な物価高騰などを抑制するため定められたもの。物価統制令施行令第11条に基づき「公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令」が定められている。

(3) 社会福祉減免制度

福祉的な視点からの減免は、制度の趣旨からは公営企業の独立採算の適用外として行政的経費（市町の一般会計）で賄うべきであるが、減免に必要な財源負担の整理にあたっては、企業庁が独自に制度を導入したという経緯を踏まえ、まずは、給水区域の市町の理解促進に努めることが望ましい。

(4) 地下水転換減額制度

地下水利用からの水道水への転換を促すという目的からは、水道料金収入の増収効果は認められるものの、料金負担の公平性を確保する観点から、適用期間の設定や、適用率の見直しなど、制度のあり方について検討していくことが望ましい。

(5) 企業誘致減額制度

企業誘致施策への協力を目的として、企業立地の際に生じる水道利用加入金を減額する制度であることから、企業誘致施策を所管する一般会計が減額に係る費用を負担すべきとも考えられるが、水道利用加入金制度のあり方と合わせて検討していくことが望ましい。

(6) 水道使用者への分かりやすい広報

水道料金の見直しや、その背景にある施設整備のあり方について、様々な媒体による情報発信を分かりやすい内容で実施していくことが必要であり、特に、料金体系の見直しでは、一定以上の負担増となる使用者に対して丁寧に説明を行うなど、水道使用者の理解が得られるよう丁寧な対応を行うことが適当である。

また、情報発信だけでなく、水道使用者からの声を事業に反映させるための機会を設けるなど、水道使用者の理解を前提とした事業運営を進めていくことが望ましい。